

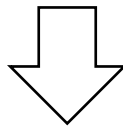
● 1 ページ

【 訂正前 】

教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項には、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められています。

また、同条第2項には、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と定められています。

本報告書は、この法律に基づき、令和5年度における府中町教育委員会の事務の点検・評価を行ったものです。



【 訂正後 】

教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項には、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められています。

また、同条第2項には、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と定められています。

本報告書は、この法律に基づき、令和5年度における府中町教育委員会の事務の点検・評価を行ったものです。